

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に障害を生ず
るおそれのある行為をせし、又はそのおそれのある行為
をせしめようとする行為をせし、又は畜養すべきの義務
し、その意及び安全を保持することが困難な態様に
拘束し、又は飼養管理が著しく適正を欠いた状態で愛
護動物を飼養し、若しくは保管することにより、殺傷をせ
ること、傷つけようとする行為、又は保管する愛護動物であつて政府
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わな
いとする等の処置をした場合又は他の愛護動物の身体
が被害された施設であつて自己の管理するものにお
いて飼養し、又は保管することその他の責務をつたつた
者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100
万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から
「拘禁刑」となります。

電話のお掛け間違いがない
ようにお願いします。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

生駒警察署 0743-77-0110

郡山保健所 0743-51-0193